

憲法で保障された正当な政治活動の自由、 職員の思想・信条の自由、新聞購読の自由は、 侵害することはできない

日本共産党伊丹市議団は、自民党・佐藤良憲議員
が6月16日の市議会本会議において行った、
「しんぶん赤旗」の市庁舎内での購読に対する
質問に対し、動議を提出する予定です。

6月27日(金)議会最終日午前10時から
「動議」の審議が行われます。
皆さんのたくさんの傍聴をお待ちしています。

日本共産党
伊丹市議団

ニュース

第282号
発行
2014年
6月26日

伊丹市千代1-1
783-1234
(内線 3494)

自民党・佐藤良憲議員は、6月16日、市議会一般質問で「政党機関紙『しんぶん赤旗』を市庁舎内で勧誘・配布・販売することの是非」という内容の質問を行いました。

これは、産経新聞の意図的なキャンペーンも背景にしながら、各地で右翼的な議員が行っている『しんぶん赤旗』攻撃の一環です。この内容の詳細は「市議団ニュース」281号に記載済みです。

「佐藤質問」の内容は、憲法で保障された個人の思想・信条の自由、政党の政治活動の自由を根本から侵害し、憲法違反の市職員の思想や新聞購読実態調査を求めるものであり、議会として断じて許されないものです。

日本共産党伊丹市会議員団は、佐藤議員の質問のうち、具体的には次の箇所の削除を要求する予定です。

一、副主幹以上の幹部市職員に対し具体的にどのようなように党市会議員から「しんぶん赤旗」の勧誘を受けたか、購読しているかを聞き取り調査(市職員への思想調査)した部分7か所

二、総務部長答弁からかけ離れた内容(以下)「心理的な圧迫を感じていたならば：すぐにでも解約できるということ」が「証明された」と事実でない断定をした部分1か所

日本共産党伊丹市会議員団は市職員の思想信条、政治的自由を守る立場から今後もこのような策動には断固とした態度で厳しく対応していきます。

